

## 会員利用規約

本規約は、株式会社スコール(以下「当社」とします。)が管理運営する施設の利用に関する基本的事項を定めるものとしします。

### 第1条(管理運営会社)

本施設の管理運営会社は、株式会社スコールがあたります。

### 第2条(目的)

本施設はスポーツを通じて、健康の維持・増進を図るとともに本施設の利用者相互のコミュニケーションを深めるとともにスポーツ文化の創造と人と社会と環境の調和、健康で活力ある社会づくりに貢献するために寄与することを目的としします。

### 第3条(会員及び利用者)

1. 当社が当施設の利用を承認した方を会員といい、会員種別を定めます。なお、会員種別の廃止、利用条件の変更については事前に告知するものとしします。

2. 会員及び本施設を利用チケット、招待券、優待券等により利用する個人及び体験者、会員の同伴又は紹介その他により会員以外で当社は本施設の利用を認めた個人を総称して利用者としします。

### 第4条(入会の資格)

本施設の会員は、次の各号の全部に適合する方に限りします。

1. 本施設の目的と主旨を了承していただき、本規約、細則その他当社が定める規則等を守る方
2. 健康状態に異常がなく、医師より運動を禁止されていない方
3. 反社会的勢力及び暴力団員、暴力団関係企業に属する者もしくは関係者又はこれらに準ずる方ではない方
4. 入れ墨(タトゥー)をされていない方(隠すことで参加することが可)
5. 心臓病、高血圧症、伝染性皮肤病、伝染病及びこれに類する疾患のない方
6. 当施設で定められた年齢以上及び年齢に満たない方で会社が特に審査のうえ適切と認めた方
7. 未成年の方の場合は、入会に際し保護者の方の同意を所定の書類(電子的記録によるものを含む)にて得た方。この場合、保護者は本規定、細則その他当社の定める規則等に基づく責任を本人と連帯して負うものとしします。
8. 過去に除名となっていない方、過去に会員として在籍して会費、諸料金を滞納していない方
9. 当社及び他の利用者への迷惑行為等、過去においてトラブルのない方

## 10. その他当社が入会に適さないと判断した以外の方

### 第5条(入会手続き)

入会手続きについては、以下の通りとします。

1. 本施設の利用を希望される方は、所定の申込み用紙(電子申込み含む)に必要事項を記載し、所定資料の提出をして入会申込手続きを行い、当社が定める諸料金を納入していただきます。
2. 前号に定める事項を全部を完了した入会手続き完了時からその後入会をお断りする連絡がない場合には、入会を承諾したものとみなします。なお、会員の資格は入会手続き完了時を遡って発生します。

### 第6条(会費)

会費は当社が別に定める額として、会員は会社が定める方式により会費をお支払いいただきます。なお、会員制の施設となりますのでご利用のない月も会費が発生します。

### 第7条(会費の返金)

会費の納入済みの会員種別においては、会費の有効期限内に退会を申し出られた場合、所定の退会の手続きの上、退会される月までの会費及び差額を返金いたします。納入済みの会費は理由の如何に係らず返金いたしません。但し、当社が入会をお断りした際は、返金いたします。

### 第8条(利用資格)

次の各号に該当する方は本施設を利用できません。

1. 飲酒・体調不良等により正常に本施設を利用することができないと当社判断した方
2. 刃物等危険物をお持ちの方
3. 会費等の諸料金の滞納がある方
4. 当社及び他の利用者との紛争が解決していない等、本施設を利用することが適当ではないと当社が判断した方
5. 第4条の各号を満たすことができない方

### 第9条(会員証)

1. 当社は会員に資格を証するための会員証を交付します。
2. 前項により会員証を交付された会員は本施設の入場に際して会員証を持参するものとします。
3. 会員証は他人に貸与、譲渡はできません。
4. 会員は、退会及び除名などの会員資格を失った場合、速やかに会員証を当施設に返還するものとしま

す。

#### **第10条(更新)**

1. 各種手続きされていない方は、毎月自動更新とさせていただきます。

#### **第11条(利用料)**

利用者は本施設を利用する場合、当社が定める利用料を支払うものとします。

#### **第12条(施設利用)**

1. 会員はその種別に応じた施設を利用できます。なお、利用の範囲については細則等に定めます。

2. 当社は、施設利用を円滑に進めていくために施設の利用を時間、利用回数、利用人数など制限をすることもあります。

3. 当社は会の事由により施設の一部及び全部を休業することがあります。

① 施設の改修、点検を行うとき

② 当社が主催する特別行事を開催するとき

4. 当社は施設における教室プログラムの種類、開催時間及びマシン等の種類を自由に定め、変更することができます。

5. 当社が定める休業日において、施設の利用はできません。

#### **第13条(会員資格の譲渡及び名義変更)**

会員の資格は、当社が承認した場合を除き、他に譲渡及び名義変更はできません。また、担保差し入れ等の処分もできません。

#### **第14条(会員の資格喪失)**

会員が次の号のいずれかに該当した場合には、その資格を失います。

1. 退会したとき

2. 死亡したとき

3. 法人会員が解散又は破産、民事再生・会社更生の申し立てを行ったときまたはされたとき

4. 第4条に定める会員資格が適合しなかったとき

5. 当社により除名をされたとき

#### **第15条(禁止事項)**

利用者は、本施設の利用に際して、以下の各号に該当する行為をしてはいけないものとする。利用者が当該行為を行った場合、当社は利用者に対し、当該行為の中止、本施設の利用中止、本施設からの退去を求めることができます。

1. 他の利用者や本施設のスタッフに対してハラスメント行為や迷惑行為、暴力行為やそれに準ずる行為、公序良俗に反する行為
2. 本施設及び器具・備品等の損壊及び備品を持ち出す行為
3. 本施設への落書き、排泄等による本施設の汚損する行為
4. 本施設内に危険物や刃物を持ち込む行為
5. 物販行為、営業行為、ビラの配布、金銭の貸借、勧誘行為、署名活動、政治活動、宗教活動
6. 酒気を帯びての本施設への入館、利用する行為
7. 当社の許可なく本施設の設備、備品等や特定スペースを独占する行為
8. 他の利用者や本施設のスタッフを中傷するような言動
9. 他の利用者及び本施設に行く手を塞ぐ等の威嚇行為、迷惑行為
10. 他の利用者や本施設のスタッフが恐怖を感じる危険な行為
11. 他の利用者や本施設のスタッフへのストーカー行為及びそれに準ずる行為と感ずる行為
12. 正当な理由もなく、面談、電話、その他の方法で本施設のスタッフの業務に支障が出ると思われる行為
13. 施設内での喫煙(電子タバコも含む)
14. 許可なく本施設の撮影をすること
15. 動物を本施設に持ち込むこと(盲導犬・介助犬等の当社が認めた場合を除く)
16. 指定箇所以外でのデジタル端末の使用、携帯電話の使用

#### **第16条(除名)**

会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、当社は該当する会員を除名することができます。但し、各号に該当する具体的な事情によっては、当社は該当する会員に是正を求めることができるものとし、当社は是正の状況等を考慮した上で、当該会員を除名するか否かの判断をすることができるものとします。

1. 入会にあたり提出する書類に虚偽の申告をしたとき
2. 会費その他諸料金の支払いを滞納し、支払いの督促に応じないとき

3. 入会後に資格条件に適合しない事由が判明したとき
4. 他の会員との協調を欠き、その他設備の管理運営の秩序を乱したとき
5. その他、会員としての品格を損なうと当社が認められる行為があったとき
6. 本施設又は当社の名誉又は信用を傷つける行為があったとき
7. 施設利用に際して不当かつ不具合な要求をなすなどして当社・従業員を著しく困惑させたとき
8. 本施設の利用に際して自らの行動について正常な判断ができない状態であると当社が判断したとき

上記の理由により除名されたときは、会員は損害賠償の請求を行うことができません。また、会費の返金に関しては第7条を準用します。

#### **第17条(退会)**

会員が退会する場合には、退会希望月の前月末まで(休館日にあたる場合は前日)に所定の手続きを経て、退会希望月の末日に退会できるものとします。また所定の手続きがされていない場合は、自動更新となるため会員は退会後も滞納の会費がある場合には、お支払いいただきます。

#### **第18条(管理運営)**

本施設は次の各号に基づき、管理運営を行います。

1. 本施設の管理運営は当社の責任において行います。
2. 当社は本施設での利用者に提供するサービスを当社の判断で行うことができます。
3. 会員は本施設の管理運営について意見を述べるすることができます。
4. 会員は本施設の秩序の維持及び個別事情に応じた配慮から会員個人の要望にお応えできない場合もあることをご了承ください。
5. 会員及び当社は、利用者が本施設を快適に利用できるようお互いに尊重し合い、利用者は他の利用者も快適に本施設を利用できるようお互いに配慮するものとします。
6. 当社は施設の利用等、管理運営に関する規則を定め、必要に応じて変更することができる。

#### **第19条(諸規則の遵守)**

利用者は本施設の利用に際し、所定の手続きを行い、本規約、細則その他当社が定める規則等に従うものとします。

#### **第20条(休業日)**

毎月施設が定める日、年末年始、メンテナンス等又は当社が定める日を休業日とします。

## 第21条(営業時間)

本施設が定める営業時間とします。

## 第22条(会社の免責)

利用者は本施設及び当社が本施設で提供する教室プログラム、イベント等において、自己及び自己の所有物を自らの責任において管理するものとし、当社は本施設内で発生した盗難、傷害その他の事故について当社の攻めに帰すべき事由がある場合を除き、一切の賠償責任を負わないものとします。また、利用者相互の行為によりケガ・事故等が生じた場合は、当該利用者が各自の責任と費用において解決をするものとします。

## 第23条(利用者の責任)

利用者が本施設及び当社が本施設外で提供する教室プログラム、イベント等の利用に関して、当社、他の利用者、第三者に損害を与えたときには、その賠償をしていただきます。なお、会員が同伴もしくは紹介して本施設を利用される方については、同伴もしくは紹介した会員が当該利用者と連帯して責任を負うものとします。

## 第24条(諸料金の変更)

当社は、諸料金等を社会、経済情勢の変動により、諸料金の変更することがあります。当社は諸料金の変更する場合には、改定月の1ヵ月前までに会員に告知します。

## 第25条(変更届)

会員は、氏名・住所等の入会申込時の記載の内容に変更がある場合には、諸届出により変更の提出を行っていただきます。

## 第26条(利用制限)

当社は次の各号に該当する場合、本施設の全部及び一部の利用を制限することがあります。予定されている制限について、会員に告知します。会員はその他名目の如何を問わず、損害賠償責任等の意義申立てをすることができません。また本施設の利用制限をする場合には、可能な範囲での利用できる措置を講じます。

1. 法令が制定、改廃されたとき及び行政指導を受けたとき
2. 国や地方公共団体、行政官庁より休業、営業時間の短縮等の要請、依頼があり本施設がそれに応じたとき
3. 天災、地変その他不可抗力の事態が発生したとき
4. 気象、災害、注意警報等により安全に営業ができないと当社が判断したとき
5. 著しい社会、経済情勢の変化があったとき

6. 法令に基づく点検や改修及び改善の必要があると当社が判断したとき

7. 当社が必要と認めたととき及びその他やむを得ない事由があるとき

#### **第27条(閉鎖)**

1. 当社は本施設の営業が不可能及び著しく困難となったときには本施設の閉鎖をすることができ、同時に全ての会員との契約を解除することができます。本施設が閉鎖が予定されている場合には、その旨を会員に事前告知します。会員はその他名目の如何を問わず、損害賠償責任等の意義申立てをすることができません。

#### **第28条(利用制限による返金)**

当社は、第27条により利用制限を行う場合において、以下の各号のいずれにも該当する場合、会費の有効期限及びお支払いいただいた金額に応じて会費の返金をします。返金額に対しては、当社の判断により返金金額を定めさせていただきます。また第27条により本施設を閉鎖する場合にも、同様に当社の判断により会費の返金をいたします。

#### **第29条(個人情報の保護)**

当社は個人情報の取り扱いに関する個人情報保護方針に従い、遵守するとともに、利用者の個人情報をより安全に適切に取り扱います。個人情報に関する内容は別途記載にてご確認ください。

#### **第30条(拾得物の管理)**

1. 利用者が本施設に忘れ物及び落とし物(以下「拾得物」という。)をされた場合、速やかにその旨を本施設に申し出るものとします。

2. 当社は、当社が定める保管期間を経過した場合に拾得物を処分することができるものとします。

3. 当社は、食料品、生花など腐敗等により衛生上の問題があると判断した場合には、当該保管期間にかかわらず拾得物の処分をすることができます。

4. 拾得物を拾得された利用者は、本施設に当該拾得物を引き渡したことをもって、当該拾得物に関する一切の権利を放棄したものとします。

#### **第31条(細則等)**

本規定に定めのない事項及び本施設の運営上必要な事項については、会社は別途細則、その他の規則及びルール等を定めます。

#### **第32条(規約等の改定)**

当社は次の各号に基づき規約等の改正を行います。

1. 会社は、経済状況に応じて本規約等及び細則等の改正することができます。会員は本規約及び細則等

の改正が当然にすべての会員にその効力を及ぼすことを予めご了承ください。

2. 当社は前項により規約等を改正するとき、改正することを会員に告知します。

### **第33条**

本規約は 2023 年 4 月 15 日より発効します